

## 群馬県立県民健康科学大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2018（平成30）年度>

<改善報告書検討実施年度：2021（令和3）年度>

群馬県立県民健康科学大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み及び各提言の改善状況について検討を行った。その結果は、以下の通りである。

### <改善に向けた大学全体の取り組み>

2019（令和元）年9月の「大学運営会議」において、自己点検・評価にあたって弾力的な対応を可能とするため、「自己評価委員会」の委員数を変更した。2019（令和元）年12月の「自己評価委員会」において、2020（令和2）年に改善に取り組み、2021（令和3）年に本協会に報告できるように取り組むことを決定した。2020（令和2）年3月の「教育研究審議会」では、「自己評価委員会」を「内部質保証委員会」に改めるとともに、「内部質保証委員会」が内部質保証の中心組織となることとし、その後は、「内部質保証委員会」を中心に、本協会の提言に対する改善状況を自己点検・評価のプロセスにおいて確認するなどの取り組みを通じて改善に取り組んできた。また、学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価に関して診療放射線学研究科では改善が認められた。

しかしながら、新たに整理した内部質保証システムを含め、依然として改善が十分でない事項も見受けられること及び看護学研究科については、依然として学位授与方針に示す個々の学習成果に対応する測定方法が不明瞭であることから、引き続き改善に取り組むことが求められる。

### <是正勧告、改善課題の改善状況>

大学評価結果において、3点の改善課題が付されたが、いずれの提言事項に対しても改善に向けて取り組んでいることが認められる。ただし、内部質保証及び学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に関する問題については十分に改善されていないので、今後もさらなる改善が求められる。なお、各提言に対する改善に向けた取り組み及びその評価は以下の通りである。

#### 1. 是正勧告

なし

#### 2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証

	提言（全文）	「大学運営会議」を中心とする内部質保証システムの体制は設けているものの、非公式な幹部会議である「サミット」が内部質保証の推進に大きな役割を果たしているにも関わらず、その権限・役割を明文化しておらず、組織上及び内部質保証体制上の位置づけも明らかにしていない。さらに、内部質保証推進組織である「大学運営会議」の方針を受けた各組織の改善・向上に向けた取組みの実績はなく、点検・評価の結果に基づく全学的な改善・向上に向けた取組みが方針及び手続に則して行われていないため、改善が求められる。
	検討所見	内部質保証の体制を改め、「自己評価委員会」を「内部質保証委員会」に改めるとともに、新たに策定した「内部質保証規程」において同委員会を内部質保証の目的を達成するための組織として位置付けたものの、同会議は各教育研究組織の長、各種委員会の長及び事務組織の長等からなり、全学的意思決定にかかわる執行部は構成員に含まれていない。また、同委員会の役割については、点検・評価報告書の作成を担うことが規定されているものの、点検・評価の結果を受けた改善の必要性の判断は「教育研究審議会」において行われ、その指示に基づき、同委員会が各組織に対して改善の指示を実施することが規定されている。したがって、「内部質保証委員会」は点検・評価の実施を担うにとどまり、内部質保証を推進する組織とはいえない。実態としても認証評価の結果を受けた改善・向上の取組みは「教育研究審議会」を中心として行われており、内部質保証にかかわる諸組織の位置づけについて改めて整理するよう改善が求められる。
<b>No.</b>	<b>種 別</b>	<b>内 容</b>
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	看護学研究科及び診療放射線学研究科における学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握及び評価については検討段階にあり、十分に実施

		されていないため、改善が求められる。
	検討所見	<p>大学として学位授与方針に示した学習成果の把握の方針として「アセスメント・ポリシー」を明示するとともに、各研究科の「『卒業(修了)認定・学位授与の方針』に定められた学修目標と学修成果・教育成果に関する情報との関係」を示している。また、学位授与方針に示す学習成果と各授業科目の関係性を示す資料として「カリキュラム・マップ」を作成している。</p> <p>診療放射線学研究科については、上記資料から学位授与方針に示す学習成果と各種測定方法の関係性及び各授業科目の関係性が確認でき、学位授与方針に示す学習成果の測定方法が明確化されている。しかしながら看護学研究科については、学位授与方針に示す個々の学習成果に対応する測定方法が不明瞭であるなど、両資料においてこれらがいずれも明確にされていないことから、改善が求められる。</p>
No.	種 別	内 容
3	基準	基準10 大学運営・財務 (1) 大学運営
	提言(全文)	学長の職務における権限と責任について、大学の規程等に明記していないため、改善が求められる。
	検討所見	学長の権限を学則に規定しており改善が認められる。

◆ 再度報告を求める事項

なし

以 上